

静岡県告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、静岡県と東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との間で締結した連携協約の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成29年2月17日

静岡県知事 川勝平太

次に掲げる告示の規定中、

「

県民相談	賀茂地域における県民相談を行う。	県民相談が円滑に行われるよう協力する。
------	------------------	---------------------

を

「

県民相談	賀茂地域における県民相談を行う。	県民相談が円滑に行われるよう協力する。
教育	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事が従事する、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務（右欄において「学校教育に関する専門的事項の指導」という。）を行う賀茂地域の市町の取組に対する支援を行う。	賀茂地域の他の市町とともに学校教育に関する専門的事項の指導を行う。

に

」

改める。

- (1) 賀茂地域の広域連携に係る連携協約（東伊豆町）（平成28年静岡県告示第164号）別表
- (2) 賀茂地域の広域連携に係る連携協約（河津町）（平成28年静岡県告示第165号）別表
- (3) 賀茂地域の広域連携に係る連携協約（南伊豆町）（平成28年静岡県告示第166号）別表
- (4) 賀茂地域の広域連携に係る連携協約（松崎町）（平成28年静岡県告示第167号）別表
- (5) 賀茂地域の広域連携に係る連携協約（西伊豆町）（平成28年静岡県告示第168号）別表

附 則

この協約は、平成29年4月1日に効力を生ずる。